

募集要項等に関する質問書への回答

No	資料名等	頁	第 (章)	1	(1)	ア	他	質問内容	回答
1	募集要項	7	2	11	(1)			募集要項では「市は、本施設の設計・建設・工事監理に関する業務に係る対価を、設計業務、建設・工事監理業務終了までの各年度末に、設計施工一括契約書に基づき出来高で支払う。」(設計施工一括契約書 別紙 5 含む)となっておりますが、設計施工一括契約書約款第 39 条(前金払及び中間前金払)に基づき、前払金及び中間前払金を請求することは可能でしょうか。	設計施工一括契約書約款第 39 条に基づき、前払金及び中間前払金を請求することは可能です。 なお、工事監理に係る費用は前金払の対象外です。
2	添付資料 8	3	8				表 -2	アスベストについて、解体工事着手後にすでに分析結果が判明している建材以外で含有が疑われる建材を確認した場合の含有分析費用、除去にかかる費用については追加協議事項と考えてよろしいでしょうか。	実施方針 P.28 ※5 及び要求水準書 P.29 イに記載のとおりです。
3	添付資料 14	1						日常清掃は児童生徒、教員及び用務員による実施を基本とし、事業者は定期清掃を実施するとされていますが、用務員が行う日常清掃の対象範囲、頻度、トイレ清掃の扱い、消耗品補充の責任区分をご教示ください。	添付資料 14 によるものとし、詳細な役割分担については、維持管理業務に関する協議の中で決定します。
4	基本協定書 (案)							競争的対話の際に事業契約案について、修正協議を行うことは可能でしょうか。	現段階で事業契約案に関する修正協議は行いません。優先交渉権者の決定後、事業者と協議を行うこととします。

No	資料名等	頁	第 (章)	1	(1)	ア	他	質問内容	回答
5	基本契約書 (案)	1	4	2				募集要項等では、追加用地の取得ができない場合に提案金額を減額する旨の記載がございます。しかしながら、現時点では追加予定地の具体的な範囲や、こどもクラブに求められる要求水準が不明確な状況です。そのため、誠に恐縮ながら、今回の弊社提案においては追加用地の設計・建設費用を「別途扱い」とさせていただきますでしょうか。 上記に関連し、予定価格の算出根拠について、 1. 募集要項の予定価格には、追加用地におけるこどもクラブの建設費用や土地の整備費用も含まれているのでしょうか。 2. 仮に追加用地の取得が不可能となった場合、予定価格自体もあわせて減額される方針でしょうか。 こどもクラブの建設に関する契約者についても佐野市様という認識でよろしいでしょうか。	追加用地の設計・建設費用は募集要項に示すサービス対価の提案限度額に含むものとします。 1.こどもクラブの建設費用は含んでおりません。ただし、整地等の土地の整備費用は含んでおります。 2.減額については、お見込みのとおりです。 こどもクラブ建設の発注者は本市です。別途入札等で事業者を決定します。

No	資料名等	頁	第 (章)	1	(1)	ア	他	質問内容	回答
6	基本契約書 (案)	3	9	2				募集提案関連書類で定めた維持管理業務の履行義務は、あくまでも維持管理企業あります。維持管理業務の未達の原因が建設工事における契約不適合か不明確の状況で、維持管理業務の契約上の履行債務者でない設計・建設・工事監理企業(建設等企業)が(前項で建設等企業の契約不適合責任の記載があるにもかかわらず)連帯して責任負担を負うことは不合理であると考えます。 原因が不明な場合は、まずは維持管理業務を行う維持管理企業が未達状態を回復することが合理的な流れと考えるため、そのような条文に修正をお願い致します。	基本契約書案に記載のとおりとします。
7	基本契約書 (案)							競争的対話の際に事業契約案について、修正協議を行うことは可能でしょうか。	現段階で事業契約案に関する修正協議は行いません。優先交渉権者の決定後、事業者と協議を行うこととします。
8	設計施工一括 契約書(案)							競争的対話の際に事業契約案について、修正協議を行うことは可能でしょうか。	現段階で事業契約案に関する修正協議は行いません。優先交渉権者の決定後、事業者と協議を行うこととします。
9	設計施工一括 契約書(案)	17	27					第27条に定められている物価スライド協議の起算日について、現在の案では、2026年12月下旬の基本協定書締結日を起算日としておりますが、これを提案書提出日(入札日)に変更していただけますでしょうか。	物価スライド協議の起算日は、設計施工一括契約書案 第27条のとおり、2026年12月下旬の基本協定書締結日とします。

No	資料名等	頁	第 (章)	1	(1)	ア	他	質問内容	回答
10	設計施工一括 契約書(案)	51						募集要項では「市は、本施設の設計・建設・工事監理に関する業務に係る対価を、設計業務、建設・工事監理業務終了までの各年度末に、設計施工一括契約書に基づき出来高で支払う。」(設計施工一括契約書 別紙 5 含む)となっておりますが、設計施工一括契約書約款第 39 条(前金払及び中間前金払)に基づき、前払金及び中間前払金を請求することは可能でしょうか。	No.1 の回答をご覧ください。
11	維持管理委託 契約書(案)	23					別 紙 5	「市又は事業者は、維持管理業務の業務期間内で、日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の改定を請求できる」とありますが、入札時に価格を提示してから業務開始時までも変動は起きている状況です。改定協議は施設整備期間から実施させていただきたいのですが、可能でしょうか。	維持管理業務委託契約書案第 23 条及び別紙 5 のとおりとします。
12	維持管理委託 契約書(案)	23					別 紙 5	改定について「前回改定時に用いた指数(初回の改定時に対しては基本協定締結日の属する月の指数)と比較して 3.0%以上の差」とありますが、他事例でもあるように社会情勢を鑑み 1.5%の差に変更いただけないでしょうか。3.0%の指数差が発生するまでの期間を事業者にて負担するには負担が大きいのと考えております。	維持管理業務委託契約書案に記載のとおりとします。